

2015年11月4日

一般社団法人学術著作権協会 TPP 協定に定められている著作権法整備に係る意見

一般社団法人 学術著作権協会
常務理事 野間 豊

一般社団法人学術著作権協会は、学術関連学会 5 団体によって設立・構成され、主として学術関係著作物の複製等の利用に関する許諾および管理の委託を受けております。更には、世界複製権機構の正会員として 30 の国・地域を代表する海外複製権機構 (RRO) と権利著作物の複製に関する双務協定を締結、当該 RRO の管理著作物の我が国に於ける複製等、利用に関する許諾及び権利の代行業務を行うと共に、我が国の学会等より複製等の利用に関する許諾および管理の委託を受けた著作物を双務協定締結 RRO への再委託を通じて、これら 30 の国・地域において権利行使を致しております。

当協会は、TPP 協定にある著作権法整備に関わる事項のうち次の項目につき意見を申し述べます。

1. 著作権に関する著作物等の保護期間の延長について：著作物の保護期間を原則著作者の死後 70 年に延長すること

我が国の著作権者にとって、国内外の権利行使の場面において保護期間が従来の 50 年から 70 年へ拡大することにより、著作物の保護がより長期間 (20 年の延長) になることとなり利益をもたらすものと考えられる。更には、海外 RRO との協定・契約の進展をももたらすものとする。このことは我が国の利用者にとっても利益をもたらすものとする。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化について

当協会の管理著作物である国内学術著作物については、複製使用料が極めて安価であることから、現状では、権利者である学会若しくは著者が、不正複製等の権利侵害に対応して、自ら差止めや損害賠償請求をすることが事実上困難であるという状況がある。

民事手続についての上記のような事情から、「故意により商業的規模で行なわれる」権利侵害に関する非親告罪化は、悪質な海賊版対策等、著作物に対する権利の適切な保護の面からはより効果的であろうと考える。

3. 著作物の更なる利用円滑化のための今後の取組について

TPP 協定に関連した著作権法整備については、適切な制度設計を図ることを通じて、権利の適切な保護と公正な利用のバランスを確保することができると考えられる。必要な検討を進めた上で迅速な条約の締結は著作権等管理事業者である当協会にとっては要望していた内容でありその早期実現に期待したい。

なお、著作物の更なる利用円滑化のために適切な方策を検討し講じていくことは重要であり、当協会としても積極的に対応してまいりたい。例えばICT活用教育推進に対応した使用料規程を策定する等、新たな時代のニーズに対応するライセンス体制の整備についても積極的に進めてまいりたい。